

(公印省略)
介高第924-127号
令和4年1月20日

各養護老人ホーム施設長
各特別養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各居宅サービス事業所管理者

様

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 遠藤 英夫

群馬県まん延防止等重点措置の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策への取組に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

群馬県では、令和4年1月21日(金)から2月13日(日)までの間、「群馬県まん延防止等重点措置」を実施することとしました。

高齢者施設については、感染防止のため「直接面会を禁止」とするとともに、従業者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

また、各施設・事業所において、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要なサービス提供を継続できるよう、業務継続計画（BCP）の確認等（各担当者の決定、連絡先の整理、必要物資の確認、組織全体での情報共有等）をお願いいたします。

（参考）

令和4年1月18日付介高第924-124号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（依頼）」

事務担当

福祉施設係（電話：027-226-2569）

保健・居住施設係（電話：027-226-2566）

居宅サービス係（電話：027-226-2575）

群馬県まん延防止等重点措置

令和4年1月19日

群馬県

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県のまん延防止等重点措置（第3弾） （1月21日（金）以降の措置）

1 まん延防止等重点措置の実施期間

令和4年1月21日（金）0時から2月13日（日）24時まで

2 まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】 35市町村

※措置区域以外の市町村はありません。

3 まん延防止等重点措置の内容

(1) 県民の皆様へ

【飲食店への出入り】 [特措法第31条の6第2項に基づく要請]

・営業時間短縮要請をした時間以降、飲食店を利用することは控えてください。

【外出・県外移動等】 [特措法第24条第9項に基づく要請]

・混雑しているところなど、感染リスクが高い場所への外出や移動は自粛してください。

・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください。

・不要不急の都道府県間の移動は極力控えてください。

なお、ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しません。

【会食人数制限】 [特措法第24条第9項に基づく要請]

・飲食店等を利用する際は、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内までとしてください。

【感染防止対策の徹底】 [特措法第24条第9項に基づく要請]

・「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。

・政府専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

・感染防止策として、基本的な感染防止対策の実施に加え、換気の実施及び適度な保湿

をお願いします。

・変異株に対しても基本的な感染防止対策（マスク・手洗い・換気など）が重要であり、更なる徹底をしてください。

・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは自粛してください。

・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。

・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。

・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

（2）事業者の皆様へ

ア 飲食店等

・飲食店等については、令和4年1月21日（金）0時から2月13日（日）24時までの間、次のとおり営業時間の短縮等をお願いします。

対象業種	【飲食店等】 食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 ※宅配・テイクアウトサービスを除く
	【遊興施設等】 バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等） ※ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）
	【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
営業時間短縮及び酒類提供（注1）	[特措法第31条の6第1項に基づく要請] 【認証店】 ①5時から21時まで（酒類提供11時から20時まで） 又は ②5時から20時まで（酒類提供終日自粛（持込含む）） 【非認証店】 5時から20時まで（酒類提供終日自粛（持込含む））
人数制限（注2）	[特措法第24条第9項に基づく要請] 【認証店・非認証店共通】 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内まで

注1 認証店（ストップコロナ！対策認定店）については、全期間通じて②の要請に応じた場合のみ、売上高に応じて1日あたり3万円から10万円の協力金が

支給されます。

なお、非認証店が要請期間中に認証店となった場合、認証を受けた日から認証店の要請内容に変更となります。

注2 ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による人数制限の緩和措置は適用しません。

イ 法施行令第11条第1項に規定する特に大規模な集客施設

- ・延べ床面積が1,000㎡を超える大規模な施設については、令和4年1月21日(金)0時から2月13日(金)24時までの間、次のとおり入場者の整理等の感染防止対策を実施していただき、その旨をホームページ等で広く周知してください。
- ・施設の種類等については、**別紙1**及び**別紙2**をご確認ください。

種類	要請内容
劇場等	[特措法第31条の6第1項に基づく要請] ・入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限を実施してください。 ・入場者に対してマスクを着用するよう周知してください。 ・感染防止対策を実施しない入場者に対しては、入場を禁止するなどの措置を講じてください。 ・アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など、飛沫による感染防止に効果のある措置を講じてください。
集会場等	
ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	
運動施設	
遊技場	
博物館等	
遊興施設等	
物品販売業を営む店舗	
サービス業を営む店舗	

ウ ガイドラインの遵守等

【ガイドラインの遵守】 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- ・県独自の「ストップコロナ!対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。

・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。

※各業界が策定している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。

※業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

・高齢者施設や病院等については、感染防止のため直接面会を禁止とするようお願いいたします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

・パブ、ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。

※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。

【勤務形態等】（特措法第24条第9項に基づく要請）

・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

・「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

【感染防止対策の徹底】（特措法第24条第9項に基づく要請）

・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。

・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。

・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。

・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

(3) イベントの開催について

【イベント開催基準等】（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

・イベントの開催は、下表のとおり制限するよう要請します。

制限 (※1)	安全計画策定イベント (※2)	その他のイベント
人数上限	20,000 人 (※3)	5,000 人
収容率	100%	【大声なし】 100% 【大声あり】 50% (※4)

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。

※2 大声がなく、5,000 人超のイベントは策定が必要です。

※3 ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による人数制限の緩和措置は適用しません。

※4 大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。

○観客間の大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

(得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)

・1月22日(土)までにチケット販売を開始していたイベントについては、人数上限としてこれまでの要請内容を上限とし、キャンセルは不要とします。ただし、1月23日(日)以降は上記目安を超えるチケットの新規販売の停止をお願いします。

・イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。

・参加人数が5,000人超のイベントを開催する予定がある場合は、そのイベントの感染防止対策等について県に感染防止安全計画を提出してください。

なお、参加人数が5,000人超に該当しないイベントを主催される際には県HPにて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベントHP等で公開してください。

・主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事(ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等)に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
移動時の感染防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

【別紙1】

○特措法第31条の6第1項に基づく入場者の整理等の要請を行う施設例

(飲食店等は第31条の6第1項に基づく営業時間短縮等を要請)

1 以下の施設のうち、延べ床面積が1,000㎡を超えるもの

種類	施設例
劇場等	劇場
	観覧場
	プラネタリウム
	映画館
	演芸場
集会場等	集会場
	公会堂
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)
	貸会議室
	文化会館
	多目的ホール
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)
	旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設	体育館
	屋内・屋外水泳場
	ボウリング場
	スケート場
	ゴルフ練習場
	バッティング練習場
	陸上競技場
	野球場
	テニス場
	柔剣道場
	弓道場
	スポーツクラブ
	ホットヨガ、ヨガスタジオ

種類	施設例
博物館等	博物館
	美術館
	科学館
	記念館
	水族館
	動物園
	植物園
遊技場	マーじゃん店
	パチンコ屋
	ゲームセンター
	テーマパーク
	遊園地
<p data-bbox="231 1032 355 1064">遊興施設等</p> <p data-bbox="145 1064 448 1223">※食品衛生法の飲食業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗は、「飲食店等」として特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請等の対象となる。</p> <p data-bbox="145 1223 448 1382">※カラオケ店は、食品衛生法の飲食業許可又は喫茶店営業許可の有無にかかわらず、「飲食店等」として特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請等の対象となる。</p>	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	性風俗店
	デリヘル
	アダルトショップ
	ストリップ劇場
	個室ビデオ店
	射的場
ライブハウス	
場外馬(車・舟)券場	

種類	施設例
物品販売業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)
	ペット美容室(トリミング)
	宝石類や金銀の販売店
	住宅展示場(戸建て、マンション)
	金券ショップ
	古本屋
	おもちゃ屋、鉄道模型屋
	囲碁・将棋盤店
	DVD/ビデオショップ
	DVD/ビデオレンタル
	アウトドア用品、スポーツグッズ店
	ゴルフショップ
	旅行代理店(店舗)
	アイドルグッズ専門店
サービス業を営む店舗	ネイルサロン
	まつ毛エクステンション
	スーパー銭湯
	岩盤浴
	サウナ
	エステサロン
	日焼けサロン
	脱毛サロン
	写真屋
	フォトスタジオ
	美術品販売
	展望室

【別紙2】

○特措法第31条の6第1項に基づく入場者の整理等の要請を行わない施設例

2 別紙1の表に掲げる施設のうち、延べ床面積が1,000㎡以下のもの

3 以下の施設

種類	施設例
医療施設	病院
	診療所
	歯科
	薬局
	鍼灸・マッサージ
	接骨院
	整体院
	柔道整復
生活必需物資販売施設	卸売市場
	食料品売り場 ※移動販売店舗を含む
	コンビニエンスストア
	百貨店(生活必需品売場)
	スーパーマーケット
	ホームセンター(生活必需品売場)
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋

種類	施設例
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)
	カプセルホテル
	旅館(集会の用に供する部分を除く)
	民泊
	ウィークリーマンション
	ラブホテル
	コテージ
	貸し別荘
	共同住宅
	寄宿舍
	下宿
交通機関等	バス
	タクシー
	レンタカー
	電車
	船舶
	航空機
	物流サービス(宅配等を含む)
工場等	工場
	作業場
金融機関・官公署等	銀行
	消費者金融
	ATM
	証券取引所
	証券会社
	保険代理店
	事務所
	官公署

種類	施設例
その他	理髪店
	美容院
	銭湯(公衆浴場)※物価統制令の対象となるもの
	貸倉庫
	郵便局
	メディア
	貸衣装屋
	不動産屋
	結婚式場(貸衣装含む) ※食品衛生法の飲食店許可を受けていない店舗 ※食品衛生法の飲食業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗は、「飲食店等」として特措法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮要請の対象となる。
	葬儀場・火葬場
	質屋
	獣医
	ペットホテル
	たばこ屋(たばこ専門店)
	ブライダルショップ
	本屋
	自転車屋
	家電販売店
	園芸用品店
	修理店(時計、靴、洋服等)
	鍵屋
	100円ショップ
	駅売店
	家具屋
	自動車販売店、カー用品店
	花屋
	ランドリー
	クリーニング店
	ごみ処理関係
	神社
寺院	
教会	

種類	施設例
文教施設	幼稚園
	小学校
	中学校
	義務教育学校
	高等学校
	高等専修学校
	高等専門学校
	中等教育学校
	特別支援学校
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)
	学童クラブ
	障害児通所支援事業所
	上記以外の児童福祉法関係の施設
	障害福祉サービス等事業所
	老人福祉法・介護保険法関係の施設
	婦人保護施設
	その他の社会福祉施設
大学等	大学
	専門学校
	専修学校・各種学校
	日本語学校・外国語学校
	インターナショナルスクール
博物館等	図書館
遊興施設等	ネットカフェ
	漫画喫茶
学習塾等	自動車教習所
	学習塾
	オンライン授業
	家庭教師
	英会話教室
	音楽教室
	囲碁・将棋教室
	生け花・茶道・書道・絵画教室
	そろばん教室
	バレエ教室
	体操教室